

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策の更なる推進について

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所における安全性確保対策については、「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について」（令和元年12月13日付国自旅第210号）により対策を講じてきたところであるが、未だ安全対策が完了していないバス停留所も多いことから、これまでの対策に加え、以下の取組を講じることとしたため、関係機関の協力を得て必要な情報を収集するとともに、道路管理者や警察等と連携し、対応に遺漏なきを期されたい。

また、道路局においても別添のとおり、各道路管理者に対し、運輸支局やバス事業者とも連携し、早期の安全確保に向けて取り組むよう依頼するとともに、補助制度を活用したバス停留所の安全対策の事例について情報提供しているので参考送付する。

なお、本件については、道路局及び警察庁と調整済みであるとともに、公益社団法人日本バス協会会長あて通知したことを申し添える。

記

<取組内容>

(1) 重点取組事項

現在対策が講じられていないバス停留所のうち、早急に取り組む必要のある以下の事項については、時限を設け重点的に取り組むこととする。

- ・Aランクのバス停留所の対策方針の決定（令和5年9月末まで）
- ・ハード対策が講じられていないすべてのバス停留所に対するソフト対策の実施（令和4年度中）

(2) 要因分析の実施

各都道府県により対策の進捗状況が異なることから、対策が講じられていないバス停についてその要因を分析し、状況に応じた対策や好事例の発掘について検討すること。

(3) 合同検討会等の積極的な開催

都道府県警察や道路管理者などの関係者の合意形成が促進されるよう、年複数回の合同検討会や、分科会（バス事業者別、道路管理者別、所轄警察署別など）を開催し、対策方針などについて積極的に検討すること。